

第3章 ミャンマーの農業と農村発展

——稲作部門を中心に——

藤田 幸一

1. はじめに

農業（畜産、水産、林産を含む広義の農業）は、現在もミャンマーの基幹産業であり、国内総生産（GDP）の約45%を占め、就業人口の約6割を吸収している（CSO 2010）。世界を見渡せば、経済発展に成功した多くの国では、国民経済に占める農業の比重は大きく縮小している。経済発展にともない、工業・サービス業など非農業部門が成長し、それが国民生活の豊かさを実現してきたからである。低所得と貧困に苦しむ多くの開発途上国にとって、農業以外の産業をいかに振興していくかが重要課題とされる所以である。

しかし注意すべきは、だからといって、経済発展のためにいきなり工業化を推進しようとする、無残な失敗に帰す可能性が高いという点である。理論的には、農業開発を軽視して工業化を推進すると、第1に農業が停滞し食料価格が高騰するので、労働賃金を引き上げざるをえなくなり（発展の初期段階では、エンゲルの法則に従い、労働者は家計支出の多くを飲食費にあてなければならないから）、または賃金を低く抑制するために大量の食料輸入が必要となって外貨が枯渇し、工業化が挫折する¹⁾。また第2に、人口の多くが農業に依存する状況下で工業化を急ぐと、大多数の国民の所得が低くとどまり、その結果、工業製品は販路制約を強く受け、工業化が挫折する。以上、二重の意味において、

1) これは、「リカードの罠」(Ricardian trap)として知られる理屈である。速水(1995)参照。

工業化を急ぐならば、まずは農業をしっかりと発展させる必要があるのである。

農業軽視の工業化戦略は、社会主義陣営において多く採用されてきた。社会主義体制は遅れて経済発展を開始した国々の一部で成立し、資本主義に対する社会主義の優越を示すため、急進的な工業化政策が採用された。同時に、農業を集団化し、「規模の経済」を利用して農業効率を高め、そこから生まれた余剰を工業化に振り向けるという構想であった。しかし現実には、農業には「規模の経済」はあまり働かず、むしろ集団経営の非効率ゆえに農業が停滞・衰退し、それが経済全体の足を引っ張るという問題を引き起こした。中国やベトナムがいち早く農業に家族経営を復活させ、危機を未然に防ぎ、その後農業発展を基礎として工業化に成功し²⁾、社会主義の政治体制を存続させたことは、ソ連・東欧の体制の全面的崩壊の経験とは好対照をなすものであった。

ミャンマーの場合、「ビルマ式社会主義」(Burmese Way to Socialism)の特殊な体制下で、農業集団化は実施されず、しかし土地国有の縛りを基礎にして、供出制度による農業搾取政策がとられた。そしてその失敗は「ビルマ式社会主義」の放棄を導き、1988年の民主化運動を誘発、軍によるその弾圧という結末にいたる。その後ミャンマーでは、経済開放・自由化政策が採用され、旧体制のかなり大胆な改革が行われるものの、結局それは中途半端なものにとどまり、抜本的改革が先送りにされてきた。改革が先送りされた主な領域は、外国為替制度と国営企業であった。コメの供出制度も、制度の縮小をともしつつも、結局、2003年の廃止まで存続した。

要は、ミャンマーでは、1988年以降の改革の一定の成功によって体制の全面的崩壊は免れたが、他方で改革の不徹底ゆえに経済はいわば「ジリ貧」状態に陥ってきた。ただし、2000年代半ば以降は、天然ガス輸出を主な原動力とする経済成長の回復がみられ、ネピドーへの首都移転をはさんで、2010年11月には総選挙が行われる。そしてその「成功」を受け、一気に多くの政治課題を解消し、国際社会への復帰、および本格的な成長路線への転換がはかられているところである。それは結果的に、ベトナム、ラオスよりもさらに20年以

2) 農業発展が実現したのは、単に家族経営を復活させたからではない。農業集団化体制のもとで、人海戦術による灌漑・排水・洪水制御のための工事が大規模に行われ、農業基盤の整備を行ったことが基礎にあった点は重要なポイントである。

上遅れた改革となっている。

抜本的改革が遅れるなかで、ミャンマーを取り巻く国際経済環境は大きく変容した。たとえばコメの国際市場は、1990年代以降のベトナムの輸出国としての躍進、およびインドの輸出国化などで様変わりしている。その他、さまざまな点での国際経済環境の変化を所与として、ミャンマーは2011年以降、本格的な経済開発に乗り出したのである。そういうなか、経済発展の基礎としての農業・農村開発は、今後ミャンマーではいかにあるべきか。

のちに本文で述べるように、ミャンマーは多様で豊かな自然資源に恵まれている。その農業発展ポテンシャルは非常に大きい。しかし、これまでそのポテンシャルが十分に開花することなく、現在にいたっている。その主な原因は、米穀政策における過去の失敗をいつまでも引きずり、そこから脱却できないことである。端的に言えば、社会主義時代に3度にわたって米価高騰を引き金とする大規模な社会不安・暴動が起こったが³⁾、それがあつた種のトラウマとなり、ミャンマー政府をしてコメ増産に固執せしめ、しかも稲作農民に対する経済インセンティブの供与を通じた誘導ではなく、物理的強制による達成が志向されてきた。ミャンマーの稲作農民にとっては不幸な事態が続いてきたといわざるをえない。したがって、このいわば「稲作の軛」から何とか脱却することができれば、ミャンマー農業の発展ポテンシャルが一気に開花する可能性が高い。本章では、こうした認識に立って、主に稲作部門に焦点を当てたい⁴⁾。

以下、本章では、ミャンマーの農業生態的条件、およびその長い歴史を通じて形成されてきた農業生産構造、農業政策体系などの特徴を踏まえたうえで、現在の国際経済環境の中でのミャンマーの農業・農村発展、とりわけ稲作部門の発展の方向性を探り、最後にそのために必要と思われる政策について議論する。

2. ミャンマー農業の諸条件

2.1 植民地体制下のコメ輸出経済の形成と変容

エーヤワディ（イラワジ）・デルタは、下ビルマが英領植民地地下に入ってから以降、

3) 3度の社会不安・暴動は、1967年、1974年、1988年に起こった。詳しくは岡本（2008）参照。

4) 1988年以降のミャンマー農業のより包括的な分析は、藤田・岡本（2005）を参照。

本格的な開墾が進んだ。デルタの洪水制御は、輪中堤の建設を中心に進められ、そこに上ビルマから農民が多数入植し、稲作を開始した。同じ英領植民地のインド（主にマドラス管区）からも労働者が大量に流入し、精米所や港湾などで荷役に従事した。また南インドのチェティアーと呼ばれる商業・金貸しカーストが金融面で重要な役割を果たした。上ビルマからの入植農民は、開墾のために費用がかかり、また稲作が安定するまでの生活費も必要だったが、その金融需要に応えたのもチェティアーであった。英国人は、コメ輸出関連産業のうち、精米、貿易、金融・保険、船舶輸送といった基幹的でもっとも儲けの多い部門を掌握した⁵⁾。

こうしてミャンマーは、1930年代までに世界最大のコメ輸出国として急成長した。東南アジアのプランテーションや鉱山で働く労働者のコメ需要をはじめ、「外需」の増大に誘発されて、「半無人」の広大な土地が大きな投資なしに開拓され、また自給生産以上の余力があるにもかかわらず遊休化していた労働力が活用されることによって、初期の経済発展を遂げたわけで、ミャンマー人開発経済学者フラミンは、こうした発展パターンを「余剰のはけ口」(vent for surplus) による発展と性格づけた⁶⁾。

以上の経済発展は、はじめのうちはすべてがかなり順調に進んだ。未墾地が豊富にあるうちは、英国人を頂点にし、チェティアー、ミャンマー人農民、インド人労働者らが「棲み分け」をして、それなりに利益を得たからである。その構図が変調をきたすのは、第一次大戦後、未墾地が消滅に近づいた1920年代以降であった。それまでは初期入植に失敗しても次の新開地に移動できたミャンマー人農民は、その余地がなくなるとともに次第にチェティアーなどに慢性的負債を抱えるようになった。チェティアーが負債回収のために土地を取り上げ、ミャンマー人農民が小作人に転落、さらに土地なし農業労働者になるケースも増加した。精米所や港湾で荷役労働に従事し、「棲み分け」をしてきたインド人労働者との間でも、仕事の奪い合いが生じるようになった(Adas 1974)。

1929年10月、ニューヨークに端を発した世界大恐慌は、ミャンマーの経済の変調を決定的なものにした。米価暴落にともなって、多くのミャンマー人農

5) ミャンマーにおけるコメ輸出経済の形成・変容過程は、Adas (1974) に詳しい。

6) Hla Myint (1980 [邦訳1981])。あわせて本書第2章を参照。

民は負債を返済できなくなり、チェティアーなどに土地を取り上げられた(Adas 1974)。インド人地主のもとでミャンマー人が小作人や農業労働者として働くという農村経済構造の形成、少なくともそのような共有観念の形成は、独立後ミャンマーの経済政策や経済運営に強く影響を与えていくことになる。

2.2 農村土地なし労働者の滞留

ミャンマーのひとつの大きな特徴は、農村に土地なし農業労働者が大量にいるという点である。ミャンマーでは独立後、土地国有化が行われたので、正確には土地を「所有」する農民はいない。しかし、相続可能などの意味で事実上の所有権として機能している耕作権を有する農民世帯とそうでない土地なし世帯との違いは歴然としている。また、土地なし世帯の大部分は農業賃金労働を主たる生計手段にしており、農村は、農民と土地なし農業労働者の二大階層で構成されているといえる。

大地主の多くを占めたチェティアーは、1948年独立時に一部が帰国し、軍が実権を握る1962年になると残りも慌てて逃散し、ほぼ完全に姿を消す。しかし、1950年代の土地改革は不徹底に終わり、1962年以降に逃散したチェティアーの土地再配分も、土地なし労働者に裨益することはほとんどなかった。農業労働者は、耕作に必要な役牛や農具を所有していないという理由から、土地再配分の優先順位がもっとも低かったからである(高橋 2000)。

土地国有化のほかに、チェティアーによる土地占有というかつての苦い経験の「反動」という性格の色濃い政策として、小作禁止政策がある。その結果、土地なし世帯は小作人になる道が閉ざされ、常雇や季節雇、ないし最近ではより多くが臨時雇として農家に単に雇われるだけの存在であり続けてきた。ミャンマー農村には大量の土地なし労働者が滞留し、その農村世帯全体に占める比率は約30%にも及ぶ⁷⁾。

2.3 豊富な土地・天然資源

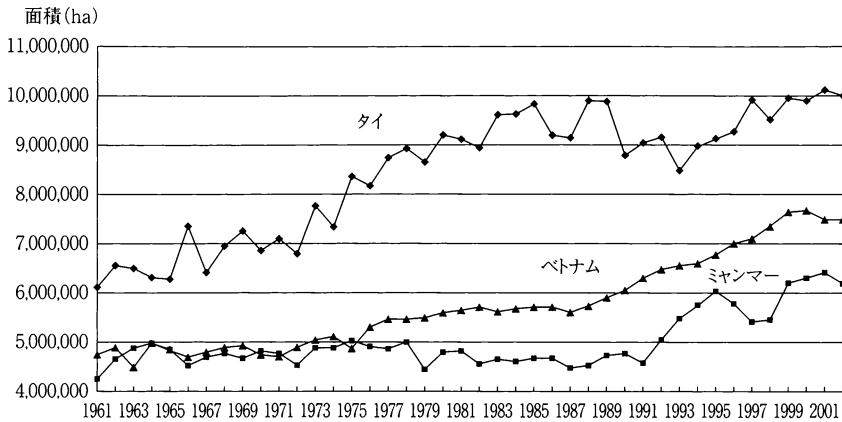
2008/09年現在、ミャンマーの国土面積67.7 km² (6766万ha)のうち、純作

7) 藤田(2005b)によれば、農村世帯のうち、農地の耕作権をもたない非農家は3~5割、なかでも所得の50%以上を農業労働賃金に依存する世帯は2~3割に達すると推計される。

付面積は 1188 万 ha (18%) にすぎず、森林が 3326 万 ha (49%) (うち保護林 1684 万 ha, その他森林 1642 万 ha) という大きな割合を占めている (CSO 2010).

戦前, 同様のデルタの大規模開拓によってコメ輸出経済として発展を遂げたタイでは, 戦後, メイズ, キャッサバなど輸出畑作物および稲作の作付面積が爆発的に拡大し (図 3-1), 森林破壊が急速に進行したが, 対照的にミャンマーでは比較的森林資源が保存されてきた. 図 3-1 にみるように, ミャンマーでは, 1930 年代にピークに達した稲作の純作付面積は, 1992/93 年に「乾季米増産計画」が始まるまでほぼ一定面積を保ってきたのである.

図 3-1 稲作付面積の国際比較



出所: 国連食糧農業機構 (FAO) の公表データ.

ミャンマーは, 人口稠密なアジアの中にあつて, 比較的高い土地・人口比率に恵まれている. 農地の分配は, 少々古い資料しかないが表 3-1 に示したとおりである. 一般にアジアでは人口稠密で一人あたり農地面積が小さい国が多いなかにあつて, ミャンマーの農家一戸あたり平均規模 (2ha 強) はかなり大きいといえよう (ただし既述のように, 別途, 農家世帯の 30% にも達すると推計される土地なし世帯が大量にいる). 加えて, 「未耕荒蕪地」(cultivable waste land) が 570 万 ha (8%) という広大な面積を占めている. 未耕荒蕪地についての詳細な情報は得られないが, 少なくともその一部は, 農地と森林の間のバッファ

表 3-1 農家世帯と農地の分配構造 (1997/98 年)

	農家数	農家シェア (%)	農地面積 (エーカー)	農地シェア (%)	平均規模 (エーカー)
5エーカー未満	2,804,000	61.8	6,719,400	26.7	2.40
5-9エーカー	1,139,400	25.1	8,133,500	32.3	7.14
10-19エーカー	493,400	10.9	6,852,200	27.2	13.89
20-49エーカー	101,000	2.2	2,783,800	11.0	27.56
50-99エーカー	1,900	0.0	121,500	0.5	63.95
100エーカー以上	1,100	0.0	599,200	2.4	544.73
合計	4,540,800	100.0	25,209,600	100.0	5.55

出所：Ministry of National Planning and Economic Development (1998).

ゾーンとして存在していると考えられる。今後のミャンマーの農業開発を考える際には、森林の適切な利用とその維持管理、生態系にやさしい農業発展のあり方（本書第4章参照）などと並んで、広大な面積を占める未耕荒蕪地の「開発」のあり方はひとつの重要な論点となろう⁸⁾。

ミャンマーはまた、水資源にも恵まれている。2008/09年の純灌漑面積は227万ha（純作付面積の19%）にすぎず、その内訳は用水路63万ha（28%）、ため池32万ha（14%）、井戸14万ha（6%）、その他115万ha（51%）であるが（CSO 2010）⁹⁾、開発余地はまだ十分に残されており、とくにエーヤワディ川下流域の地下水資源はほとんど未利用のままである。また、水力発電の開発余地がまだかなりあることも周知のとおりである¹⁰⁾。加えて、バゴー地域（Region）のシッタウン川下流域一帯では、豊富な水資源を利用し、大規模なアヒル飼育が盛んであることも注目に値する。

表3-2は、1980年代半ばから最近までのミャンマーの主要輸出品の変遷を示すが、1990年代末から2000年代初頭の縫製品を除き、農林水産物や天然ガスなど天然資源に強く依存する構造を維持してきたことがわかる。チーク・堅木など木材も最近再び増加しており、天然ガスの躍進とあわせ、天然資源依存がますます強まっているといえよう。

8) 2012年3月末に「無占有地・休閒地・処女地に関する管理法」が制定された。本章90～91ページを参照。

9) 「その他」の中には、地表水（エーヤワディ川やその支流などを含む）汲み上げのためのポンプ灌漑が多く含まれている。

10) 本書第8章や中国の水力発電事業への援助についての第9章参照。

表3-2 ミャンマーの主要輸出品の変遷

	(単位：100万チャット)																
	輸出													貿易収支			
	合計	チーク及び び堅木	%	コメ・ コメ製品	%	豆類	%	海産物	%	縫製品	%	天然ガス	%		その他	%	輸入
1985/86	2,566.1	1,046.0	40.8	763.0	29.7	238.0	9.3	94.0	3.7	6.0	0.2			419.1	16.3	4,802.0	-2,235.9
1990/91	2,952.6	999.0	33.8	1,72.0	5.8	515.0	17.4	165.0	5.6	8.0	0.3			1,093.6	37.0	5,522.8	-2,570.2
1992/93	3,590.0	949.0	26.4	249.0	6.9	667.0	18.6	259.0	7.2	97.0	2.7			1,369.0	38.1	5,365.3	-1,775.3
1993/94	4,227.8	1,241.0	29.4	268.0	6.3	724.0	17.1	368.0	8.7	220.0	5.2			1,406.8	33.3	7,923.3	-3,695.5
1994/95	5,405.2	1,061.0	19.6	1,166.0	21.6	799.0	14.8	617.0	11.4	343.0	6.3			1,419.2	26.3	8,332.3	-2,927.1
1995/96	5,032.7	1,048.0	20.8	440.0	8.7	1,358.0	27.0	615.0	12.2	300.0	6.0			1,271.7	25.3	10,301.6	-5,268.9
1996/97	5,487.7	985.0	17.9	126.0	2.3	1,272.0	23.2	887.0	16.2	402.0	7.3			1,815.7	33.1	11,778.8	-6,291.1
1997/98	6,446.8	853.0	13.2	38.0	0.6	1,403.0	21.8	945.0	14.7	436.0	6.8			2,771.8	43.0	14,366.1	-7,919.3
1998/99	6,755.8	789.0	11.7	167.0	2.5	1,135.0	16.8	941.0	13.9	471.0	7.0	5.0	0.1	3,247.8	48.1	16,871.7	-10,115.9
1999/00	8,947.3	925.0	10.3	65.0	0.7	1,179.0	13.2	807.0	9.0	2,722.0	30.4	31.0	0.3	3,218.3	36.0	16,264.8	-7,317.5
2000/01	12,736.0	803.0	6.3	208.0	1.6	1,658.0	13.0	934.0	7.3	3,785.0	29.7	1,110.0	8.7	4,238.0	33.3	15,073.1	-2,337.1
2001/02	17,130.7	1,880.0	11.0	754.0	4.4	1,898.0	11.1	861.0	5.0	2,985.0	17.4	4,247.0	24.8	4,505.7	26.3	18,377.7	-1,247.0
2002/03	19,955.1	1,871.0	9.4	633.0	3.2	1,760.0	8.8	1,116.0	5.6	2,976.0	14.9	5,919.0	29.7	5,680.1	28.5	14,910.0	5,045.1
2003/04	14,119.2	2,049.0	14.5	131.0	0.9	1,731.0	12.3	966.0	6.8	1,965.0	13.9	3,478.0	24.6	3,799.2	26.9	13,397.5	721.7
2004/05	16,697.3	2,242.0	13.4	180.0	1.1	1,283.0	7.7	1,036.0	6.2	1,238.0	7.4	5,812.0	34.8	4,906.3	29.4	11,338.6	5,358.7
2005/06	20,646.6	2,750.0	13.3	214.0	1.0	1,876.0	9.1	1,147.0	5.6	1,586.0	7.7	6,235.0	30.2	6,838.6	33.1	11,514.2	9,132.4
2006/07	30,026.1	2,939.0	9.8	18.0	0.1	3,498.0	11.6	1,357.0	4.5	1,602.0	5.3	11,676.0	38.9	8,936.1	29.8	16,835.0	13,191.1
2007/08	35,296.8	2,964.0	8.4	552.0	1.6	3,463.0	9.8	1,653.0	4.7	1,555.0	4.4	13,938.0	39.5	11,171.8	31.7	18,418.9	16,877.9
2008/09	37,027.8	2,212.0	6.0	1,112.0	3.0	4,069.0	11.0	1,503.0	4.1	1,594.0	4.3	12,996.0	35.1	1,354.8	36.6	24,873.8	12,154.0

出所：CSO(2010)。

森林資源については、外貨逼迫を背景に、外国企業を含む民間企業へのコンセッション供与による開発が積極的に行われてきた。たとえばタニンダーイ地域最南端の丘陵地帯では、1990年代半ば過ぎから油ヤシ園の大規模開発が進展している。政府の植物油の輸入代替政策にもとづき、建設業などを中心とするミャンマーの大企業がコンセッションを得て丘陵部の山を大規模に焼き、油ヤシのプランテーション開発を推進してきたのである。

また、水産資源開発については、国民の伝統的食生活が主として内水面漁業に立脚するものであったこと、しかし最近では海産物消費も伸びてきたこと、ただし海産物の多くは輸出向けであること、などがその特徴である。ミャンマー沖海域ではタイなどの外国籍の漁船による漁獲が多いが、2003年からはタイの民間企業サイアム・ジョナサン社（2002年設立）にミャンマー政府とタイの漁船所有者との仲介を一本化し、入漁料を徴収してタイ漁船の操業を許可する体制になっている。タイ沖の海域では早くから漁業資源の枯渇が進んでおり、相対的に資源が豊富に残っているミャンマー沖の漁業資源を政府が「切り売り」している形である。ただし2000年代末頃には早くもミャンマー沖海域の漁業資源の枯渇が進んでいるようであり、その証拠に、2009年にはサイアム・ジョナサン社の仲介手数料の値下げが行われている（Fujita et al. 2010）。

ミャンマー政府としては、天然ガス輸出で外貨逼迫が当面解消されたことを受け、これまでの天然資源の「切り売り」政策の見直しを含む、環境により調和的な開発方式を模索していく必要がある。

3. コメの価格・流通政策

3.1 供出・配給制度

ミャンマーでは1962年からの「ビルマ式社会主義」体制のもと、農業は集団化の対象にならなかったが、ほとんどの農産物について、政府が公定価格で農民から買い上げ、消費者に売り渡す供出・配給制度が導入された。農民からの買い上げ価格は非常に低く抑えられたので、供出・配給制度はかなり厳しい農業搾取政策にはかならなかった。また農産物の国際貿易は、政府の手に独占的に握られることとなった。

もっとも重要な作物は、いうまでもなく大部分の農民が生産するコメであった。ミャンマー国民の主食は、チン州の一部などを除き、コメである。山間地帯に住む少数民族の中には、かつてはトウモロコシや雑穀などを主食としてきた民族も少なくないが、社会主義時代にコメ配給制度が浸透して以降、コメに転換した。

一般にコメ主食地域では、コメは賃金財（家計費に占める割合が高く、その価格が実質賃金に大きく影響する商品）であるから、工業化を急ぐ政府にとって、国内米価は低い方が望ましい。しかし、低米価政策を続ければ稲作農家の生産意欲が削がれ、中長期的にはコメ生産が停滞し米価高騰を甘受するか、米価高騰を避けようとするればコメ輸入に依存しなければならなくなる。したがって政府は、稲作農家の生産意欲を過度に削ぐことがなく、かつ消費者にとっても適度な低米価を維持するという難しい舵取りを強いられる。

その問題は、ミャンマーのようなコメ輸出経済にとっては、より複雑で困難なものになりがちである。コメは主要な外貨獲得源であるから、工業化を推進するためにコメ輸出を振興しなければならない。しかし、輸出が増加すれば国内に出回るコメが減少し、国内米価が上昇して、既述の論理を通じて工業化が阻害されることになるからである¹¹⁾。

社会主義時代、ミャンマー政府の買い上げ米価は非常に低く抑制され、供出米は、稲作農家以外の消費者世帯に配給された後、余剰があれば輸出に回された。しかし低価格による強制買い上げは、農民の生産意欲を著しく削ぎ、1960年代前半まで150万トン程度を維持していたミャンマーのコメ輸出量は急速に減少し、外貨獲得源としての重要性を失っていく。他方、政府のコメ買い上げは、社会主義時代末期になると農民の自家消費用および種初用を除くすべての余剰米を吸い上げる形となり（高橋1992）、かつ公定買い上げ価格と市場（ヤミ）価格の差が極端に広がったため、農民の不満はピークに達した。農民の執

11) 一方、ミャンマー国民の食生活にとってもうひとつの不可欠の食品は、植物油である。植物油の原料作物は、古来、主にゴマ、ラッカセイの2つであったが、近年はもう少し多様化し、マスタード、ヒマワリ、ナイジャーなども重要になっている。これらの畑作物は、上ビルマの中央乾燥平原（セントラル・ドライゾーン）を中心に古くから生産されてきた。問題は、現在、ミャンマーには基本的にこれら油糧作物の生産に比較優位がなく、1988年以降の経済自由化の中で、安価なパーム油がマレーシアやインドネシアから大量輸入され、多くの外貨を消費せざるをえなくなっている点である。

拗な抵抗によって供出制度が機能停止に陥った1987年、ついに政府はコメを含む農産物流通自由化を断行するが、しかしその結果、農産物価格は高騰する。とくに米価高騰は市民の生活を直撃し、1988年の民主化運動につながっていく。こうして、コメの供出・配給制度を政策の根幹としてきたビルマ式社会主義体制は崩壊したのである。

民主化運動を抑え、国家法秩序回復評議会／国家平和発展評議会（SLORC/SPDC）による軍事政権が発出した。問題の核心が米価の高騰であったことを深く認識していた政権は、農民に対する配慮から大幅に制度を縮小したうえでコメ供出・配給制度を復活させた。つまり、農民の供出義務を水田1エーカーあたり10バスケット（なお、平均収量は約60バスケット）へ大幅に削減し、それにともない配給対象者を公務員・軍人などに限定した。またコメ増産をはかるため、1992/93年から「乾季米増産計画」を開始するが、その乾季米については供出の対象外とした。社会主義時代には米穀流通を担う商人は隠れて活動し、公定の供出・配給米価以外にはヤミの生産者／消費者米価があるのみであったが、1988年以降は民間の商業活動が自由化され、米価は基本的には「市場」で決まるようになった。政府の市場介入は、一部の供出米と後述する政府によるコメ輸出独占のみとなったのである。

しかし、コメ供出・配給制度は引き続き不評であった¹²⁾。供出価格は相変わらず市場価格を大きく下回っていたし、供出の際、農民は買付機関のミャンマー農産物流通公社（Myanmar Agricultural Produce Trading：MAPT）の役人からさまざまな嫌がらせを受けた。供出米の確保を優先するため、供出終了まで農民による民間商人への販売を制限する動きもあった。また一定規模以上の精米所は、MAPT保有の精米所の不足を補うため、供出初め精米業務の一部を請け負わされたが、本来より安い精米料金しか支払われなかった。最後に、配給を受ける公務員らも、コメの品質が非常に粗悪なため、家畜飼料業者への転売が常態化した。結局、コメ供出・配給制度の全廃は、2003年まで待たねばならなかった。配給米の廃止にともなって公務員給与の引き上げが行われた。コメ買い付けを長年担ってきたMAPTでは、人員を大幅にカットし、組織再

12) 以下の記述は、主に岡本（2005）に負う。

編がはかられた。

最後に、あまり注目されていない重要な点に言及しておきたい。1988年以降、コメ供出・配給制度は配給対象者を公務員等に限定したが、それは都市の民間人のみならず多くの農村住民（土地なし世帯やドライゾーンなどの非稲作農家等）を配給対象からはずすことを意味したという事実である。社会主義時代には、多くの問題があったにせよ、配給制度は彼らの食料エンタイルメントを保障する制度として、一定の重要な機能を果たしてきた。それが突然、何の補償もなく廃止されたのである。1988年以降、米価は、経済全体のインフレを上回る価格上昇率を経験した¹³⁾。とくに問題は、農業労働者を含む非熟練労働者の賃金の上昇が米価上昇に追い付かず、実質賃金が目減りを続けてきた点である¹⁴⁾。また、後述する米価の大幅な変動も、とくに貧困層には打撃となったに相違ない。

1988年以降、農家と農村土地なし世帯の所得格差の拡大が進行したが¹⁵⁾、土地なし労働者にとっては配給米というセーフティネットを失い、かつ米価高騰と米価変動リスクにもさらされるようになった点で、貧困が深刻化してきたと考えてよいであろう。

3.2 コメ輸出政策と米価管理政策

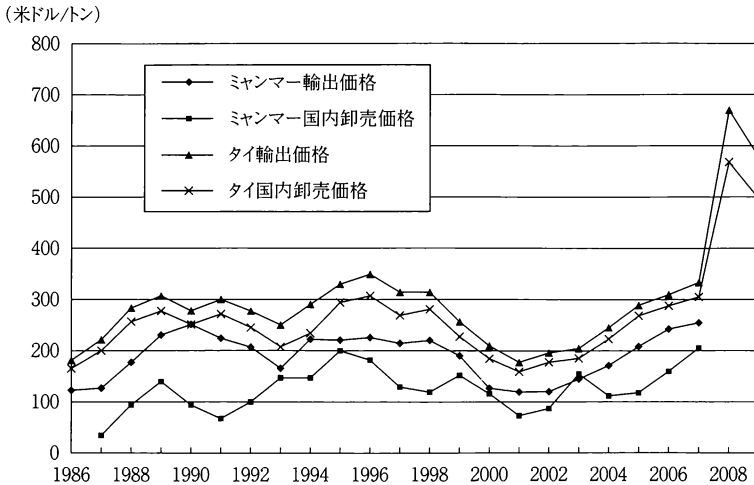
独立後、ミャンマーでは、コメ輸出は長らく政府（MAPT）の独占領域であった。それは、供出米から配給米を確保し、余剰が出れば輸出する仕組みであったため、輸出を積極的に推進する体制ではなかった。社会主義時代末期には、供出米確保の困難から輸出量は限りなくゼロに近づき、1988年以降も特定の年（たとえば乾季米増産計画が一定の功を奏した1995年）で100万トンに達したとはいえ、輸出は基本的に低迷を続けてきた。

13) 藤田・岡本（2005）参照。1985年を基準年とする消費者物価上昇率を基準（=100）とすれば、米価は、とくに高騰の著しかった1989年には177、1993年にも175に達した。

14) たとえば男子日雇いの例をとると、農業労働者のコメ賃金（1日の賃金で購入できるコメの量）は、1970年代後半の約9kgから1990年代末～2000年代初頭には4～5kgへ大幅に低下した（藤田2005）。

15) 高橋（2000）参照。所得格差の拡大は、米価高騰と実質賃金の目減りのみならず、水田裏作としての輸出用豆類栽培や国内向け野菜栽培などによる農家の農業所得の増加に加えて、農家による農業余剰の非農業事業への投資収益にもとづくものである。

図 3-2 米価をめぐるミャンマーの国際環境



注：ミャンマー輸出価格は国連食糧農業機関（FAO）資料の精米輸出額と精米輸出量から算出したが、品質についての詳細は不明。ミャンマーの国内卸売価格は、ヤンゴン卸売市場エマタ種 35%ブローケン（破碎米）のチャット建て価格を並行市場為替レート資料をもとにドルに換算した。タイの輸出価格は、100% Grade B（破碎比率ゼロ）バンコク FOB 価格。タイの国内卸売価格は、バンコク卸売市場 5%ブローケン。

出所：アメリカ農務省 *Rice Outlook*、タイ中央銀行 *Key Economic Indicators*、FAO *Faostat* ウェブサイト (<http://faostat.fao.org/> 2010年3月26日アクセス)、ミャンマー中央統計局 *Statistical Yearbook* および並行市場為替レート資料をもとに久保公二氏（アジア経済研究所）作成。

密輸がかなり大規模に行われてきたとみられるものの、政府による輸出規制のもとで、米価は基本的に国内の需給関係によって決まってきたと考えられる。1988年以降もミャンマーの国内米価は国際米価、とくにタイ米の輸出価格を大きく下回り（図3-2）、藤田・岡本（2005）の試算ではその40～60%の価格帯を中心に変動してきた。また、米価変動を抑制する政策（たとえば備蓄米の確保やタイが長らく採用してきたライス・プレミアム制度による輸出）を欠く状況のもとで、国内米価はかなり大きな変動を繰り返してきた。

さらに図3-2にみるように、輸出米価の点でもミャンマーはタイの70%前後の水準で推移している。その原因は、第1にタイが5%ブローケンを輸出の主力とするのに対し、ミャンマーの輸出米が25%ブローケン主体の低質米であること¹⁶⁾、第2に輸出量の不安定性ゆえに限界的な輸出国にとどまり（表

表 3-3 ミャンマーからのコメ輸出先

(単位: 1000 トン)

	インド ネシア	フィリ ピン	マレー シア	シンガ ポール	バングラ デシュ	スリ ランカ	中国	ベト ナム	中東	アフ リカ	その他	合計
1985/86			40		29	40	73	131		210	81	604
1990/91			10	5		56			3	40	20	134
1992/93						65			6	114	14	199
1993/94		2				35			3	174	47	261
1994/95	613				33	59				276	60	1041
1995/96	169	92			20		18			23	32	354
1996/97	12	23								25	33	93
1997/98					12	11					5	28
1998/99	52				11					31	26	120
1999/00	12				17						26	55
2000/01	33		7	6	174					25	6	251
2001/02	201	11	48	94	47		1		367		170	939
2002/03	203		58	40	29			12	350		101	793
2003/04	18		27	32	39			1	33		18	168
2004/05	1		3	24	39				66		49	182
2005/06	1		31	17	12				90	9	20	180
2006/07				3					12		0	15
2007/08				55	193				44	58	8	358
2008/09			17	24	202	8	4		12	377	22	666

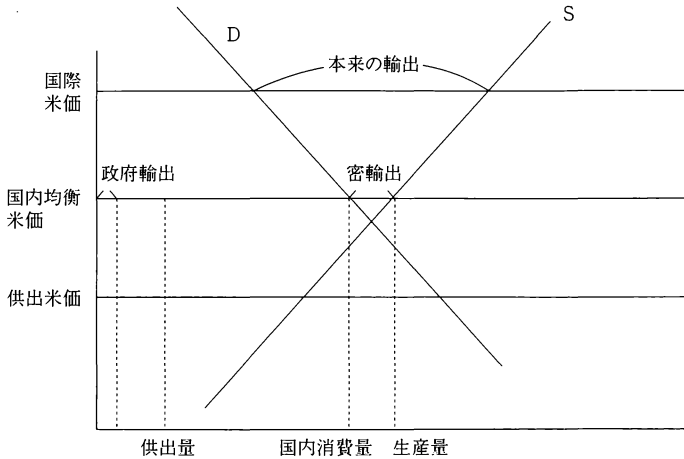
出所: CSO(2010).

3-3), 米価決定における交渉力が弱いことである。さらに輸出に係る輸送インフラについても、脆弱な港湾施設に加え、輸送ルートが発達しておらず、それが輸出競争力を弱める要因になっている。国内のコメ産地から最終的に輸出に至るまでのコストの高さは、農民の受け取り価格を低下するよう作用してきた。

図 3-3 は、ミャンマーにおける米価決定メカニズムを模式的に示したものである。単純化のため、政府による供出・輸出は米価決定に影響を与えないと想定すると、(中国やバングラデシュなどへの)密輸出の分だけ国内均衡米価は

16) ミャンマーでは長期にわたりコメの生産・輸出が低迷するなか、精米部門の設備投資が滞ってきたため、高品質米を生産する精米技術基盤が弱い。ただし、2011年3月のミャンマー米産業協会(Myanmar Rice Industry Association: MRIA)での著者の調査によると、調査時点までに精米施設の更新にもなって精米技術は向上しているが、低所得ゆえに低価格の低品質米しか購入できないサハラ以南アフリカ諸国やバングラデシュが主な輸出先なので、わざと25%ブロークンにして輸出せざるをえないという。こうした新しい事態は、後述の2007年度乾季米からの民間へのコメ輸出解禁後の民間業者による精米施設の更新の進展(2010年9月1日の米卸売業者協会への久保公二氏インタビュー)に関連している可能性が高い。

図 3-3 ミャンマーにおける米価決定メカニズム



出所：著者作成。

上がる。しかし、農家は生産したコメの一部を政府に公定買い上げ米価で供出する義務を負っている。したがって、(単純化のため農家の自家消費米を無視すると) 農家のコメ生産からの受け取り金額は、 $\text{供出量} \times \text{公定買い上げ米価} + (\text{生産量} - \text{供出量}) \times \text{国内均衡米価}$ となる。なお政府は、供出米のうち、配給米を差し引いて余ったコメを輸出する。

以上の事実は非常に重大な意味をもつ。第1に、稲作農家は、輸出規制にもとづく低米価政策(図3-3において、本来は国際米価を受け取るはずのところ、国内均衡米価しか受け取れない)によって大きな不利益を被ってきたわけで、この不利益は、低い公定買い上げ価格による政府への供出から受けた不利益とはまったく別物ということである。とりわけ、化学肥料やディーゼル油など主要投入財に対する政府補助が1988年以降、削減・廃止されていくなか、農民は国際価格で投入財を購入しつつ、生産物(コメ)は国際価格の約半分でしか販売できないという著しく不利な交易条件に直面してきたことである。第2は、精米所(とくに大規模精米所)が被ってきた不利益である。民間コメ輸出が早くから認められていたとすれば、獲得した外貨で精米所のスベア・パーツを輸

入したり、施設近代化を行ったりすることができたであろう。しかし実際には、精米所を経営する民間業者の手に外貨が入る仕組みはなく、既述の供出米の低料金での強制精米も相まってミャンマーの精米部門は非常に困難な状況に置かれてきたのである。

2003年、コメの供出・配給制度はついに全廃された。長年、稲作農民を縛ってきた供出の廃止は、画期的な意味をもつものであった。しかし、コメ輸出の民間業者への解禁には、もう少し時間がかかった。すなわち、2003年には同時にコメ輸出解禁政策が発表された（輸出業者は、獲得外貨の一部のみ、かつそれを国内通貨でしか受け取れないという強い制限付きではあったが）が、運悪く、当時国内米価が高騰を続けており、輸出増加による一層の米価高騰を恐れた政府は、その後あっさりとして輸出解禁を棚上げすることとなる¹⁷⁾。

しかし、2007年度の乾季米からついにコメの民間輸出が解禁された。2003年時の構想とは異なり、採用された制度は輸出割当制であり、輸出への課税は10%の輸出税（全輸出品に適用されている一般的な税）のみである。2007年度と2008年度は乾季米の収穫後にそれぞれ80万トンの輸出クォータが発表され、大手卸売業者の間でクォータが配分された。2009年度からは、輸出量の年間ターゲットは決めず、国内市場の動向をみながら政府が月ごとにクォータを出している¹⁸⁾。さらにその後、2012年2月末の著者による商業大臣とのインタビュー調査によると、輸出クォータを廃止して完全輸出自由化が行われたという。また同時に政府は、備蓄米の確保を民間業者に行わせ、将来の国内米価高騰に備える措置を講じている¹⁹⁾。

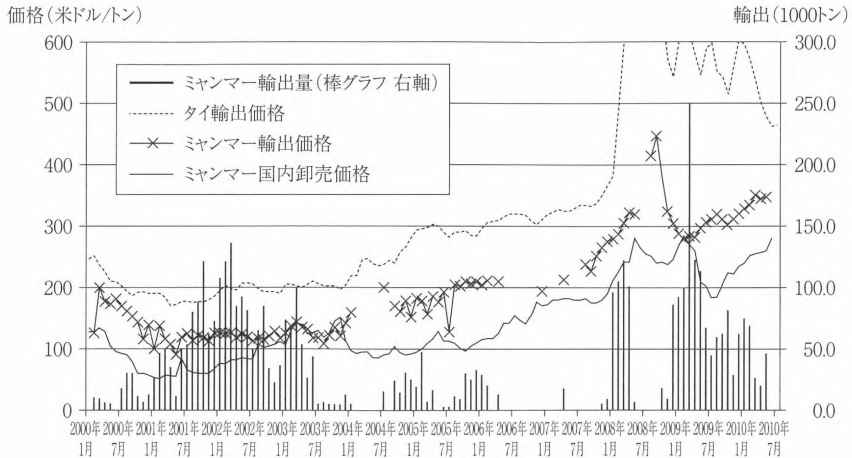
既述のように、コメを主食とするアジア諸国では、政府にとって米価をどう誘導するかはあまりにも重要な問題である。とくにコメ輸出国の場合、問題は一層複雑になる。戦後、国際競争力が最強で、世界最大のコメ輸出国となった

17) 民間業者らは輸出解禁の発表を喜び、早速、輸出可能性のある国々に出かけて交渉を始めるなど、準備万端であったので、失望も大きかった。

18) 以上は、久保公二氏（アジア経済研究所）の情報提供に負う。

19) 備蓄米を100万トン確保する政策が進められ、2012年3月初旬における著者によるMRIAへのインタビュー調査では、50万トン程度が積み上がったようである。ただし、備蓄米の買付と保管を完全に民間（MRIA）に委託し、コストも全面的に民間に負担させているところなど、いかにもミャンマーらしい。

図 3-4 最近のミャンマーからのコメ輸出数量と米価



注：ミャンマー輸出価格は中央統計局資料の屑米を含む精米輸出額と精米輸出量から算出しており、品質についての詳細は不明。中央統計局の資料では、ドル建て輸出価格を公定レートで現地通貨チャットに換算して報告していると推定されるため、並行市場為替レート資料をもとにドル建価格を算出している。ミャンマーの国内卸売価格は、ヤンゴン卸売市場エマタ種低級品で、チャット建て価格での報告を、同じく並行市場為替レート資料をもとにドルに換算している。タイの輸出価格は、100% Grade B（破砕比率ゼロ）バンコク FOB 価格。

出所：ミャンマー農業産産省 *Market Information Service Price Bulletin*、ミャンマー中央統計局 *Selected Monthly Economic Indicators*、米国農務省 *Rice Outlook* および並行市場為替レート資料をもとに久保公二氏（アジア経済研究所）作成。

タイでも、長い間、ライス・プレミアム制度を通じて、国内米価を輸出価格の約 60% の低水準に抑制してきた (Choeun et al. 2006)。タイ政府がそれを撤廃し、その結果、国内価格が輸出価格の約 90%（これが均衡点と考えられる）となったのは 1980 年代半ば以降のことである。1980 年代半ばといえば、プラザ合意による円高が一気に進み、日本からタイへの直接投資が激増し、タイが本格的工業化を開始した時点である。それまでにタイは初期工業化（食品や繊維など軽工業が中心であったが）を軸とする経済発展をかなり順調に成し遂げていたわけで、にもかかわらず、消費者（とくに貧困層）への米価高騰の影響を考慮し、国内米価を著しく低位に抑制する政策を続けなければならなかったのである²⁰⁾。いわんや、農村土地なし労働者など貧困層を大量に抱えるミャンマーで、問題がいかに深刻であるかは想像に余りあるといえよう。

図3-5 為替レートと米価



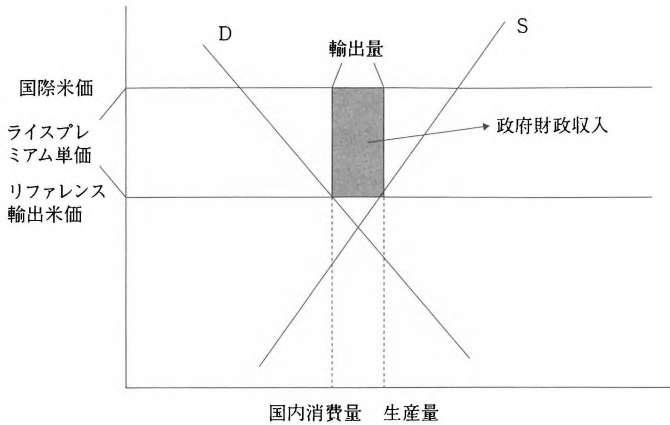
注：2000年7月を基準（= 100）とする指数。
出所：久保公二氏（アジア経済研究所）作成。

ただし、農村土地なし世帯など貧しいコメ消費者層のことを、ミャンマー政府がどれだけ本気で考慮しているかは、実は疑わしい。それは、2006年暮れから高騰を始めた食料価格が2008年4～5月頃にピークに達し、その後下落して一段落するまで半年以上もかかった最近の世界食料危機に対するミャンマー政府の対応ぶりによく表れている。驚くべきことに、こうした異常事態のなかであって、ミャンマー政府は、2008年の年初、および2008年末から2010年にかけても、かなり意欲的にコメ輸出を行ったのである（図3-4）。それは、自国の食料安全保障のため、2008年に入ってコメ輸出を禁止する決断を行い、2011年にいたるもまだその措置を解除していないインド政府の対応とは対照的となっている。

ミャンマーにおける2012年のコメの完全輸出自由化は、米価の内外価格差が大きく縮小し、完全自由化しても過剰に輸出される心配がないという事情を背景とするものであったと考えられる。コメの内外価格差の大幅な縮小の主な

20) 1986年にライス・プレミアム制度が廃止された他の背景として、工業化の進展にともない、政府歳入に占めるコメ輸出税の重要性が著しく低下した点もあげられる（Choeun et al. 2006）。

図 3-6 ライス・プレミアム制度による輸出



出所：筆者作成。

原因は、2006年頃からのミャンマー通貨チャットの実質為替レートの上昇（とくに対米ドル）である（図3-5）。物価上昇率の差を考慮に入れたチャットの実質的な価値（対米ドル）は、2006年から2011年にかけてのわずか5年で実に約3倍に達した（本書第7章を参照）。

2012年のコメ完全輸出自由化の背景には、備蓄米を用意したことによる政府の安心感もあったであろう。しかし将来、仮に国際米価が高騰し、政府がその影響からある程度国内米価の上昇を遮断したいと思うようなときが来る可能性は十分ある。その意味では、完全自由化はやや性急にすぎた措置だったといえるかもしれない。将来、輸出割当制が再度導入される可能性は決して低くないのである。

しかしながら、輸出割当制は多くの問題を含んでいる。その改善に向け参考になるのが、既述のタイ政府が長らく採用したライス・プレミアム制度である。それは変動輸出課徴金制度の一種であり、国際価格（タイにとっては輸出価格）よりもかなり低い価格を設定し、その価格と実際の輸出価格との差額を輸出業者から政府が輸出税として徴収するシステムである。

図3-6を用いてもう少し説明しておこう。ライス・プレミアム制度のもと

では、それ以上に上昇しては困る国内米価を政策的に決め、それをリファレンス輸出価格とする。輸出米価がリファレンス輸出米価を超過して上昇した場合、輸出米価とリファレンス輸出米価の差額（ライス・プレミアム単価）を、政府が輸出業者から輸出税として徴収する。その結果、国際価格が著しく高騰しても、国内米価は、リファレンス輸出米価を超えては上昇しないことになる。また政府は、（輸出量×ライス・プレミアム単価）だけの財政収入を得ることになる。なお、輸出割当制度のもとでは、政府が獲得する財政収入分を民間業者が超過利潤（レント）として得ることになる。

この制度は、タイの農民を搾取するとして批判の多い制度であったが、反面、かなりよくできた制度であったともいえる。第1に、国内米価を国際市場での変動から遮断することができ、政府の設定する価格を上限として、それ以上の高騰を防止することができる。第2に、輸出割当制下で輸出量が制限される場合、輸出業者にレントが発生し、その配分をめぐり、クォータを決める政府（役人）との間に癒着や汚職が生じやすいが、この制度では当該問題を回避できる。第3に、ミャンマー政府が課している10%の輸出税を別とすれば、輸出割当制のもとでは政府に収入が生じないが、ライス・プレミアムのもとではそれが生じる。政府は、その収入を低米価政策による農民「搾取」の悪影響を緩和するような政策に使うことができる。たとえば灌漑その他の農村インフラ投資、あるいは稲作農家への低利融資や所得補償などである。第4に、価格設定にやや技術的困難がともなうとはいえ、頻繁に価格動向をみながらクォータを決めなければならない輸出割当制に比べ、行政費用が節約できる。

3.3 強制裁培制度とその弊害

ミャンマーでは、英領植民地体制下、インド同様、地稅徴収のための精緻な制度が導入され、独立後も引き継がれている。それは、農地を水田（レー）、畑（ヤー）、樹園地（ウーイン・チャン）、中州・河岸地（カイン・チュン）、ニツパヤシ地（ダニ・チャン）、焼畑（タウンヤー）に区分（高橋2000）したうえで、農地を1筆ごとに測量し、その形状、面積、土質、所有者、耕作者、作付作物、収量、税額等を記した土地台帳を作成・管理し、農民から地稅を徴収する制度である。その業務は、農業灌漑省入植・土地記録局（Settlement and Land Record

Department : SLRD) が担当している。

この制度は、農地1筆ごとの情報を毎シーズン記録していくものであるから、行政コストが非常に高くなり、またミャンマーでは地税レートが植民地期から値上げされずに据え置かれているため、費用対効果が著しく低くなっている。ただし政府は、この制度を通じて地目別に農地1筆ごとの詳細な情報を得ることができるため、「強制栽培制度」(高橋 2000)ともいうべき農民への特定作物の作付強制政策の遂行手段として利用してきた。とくに、稲作の強制栽培制度は、政権によって多用されてきた²¹⁾。すなわち水田(レー)と区分された土地では、農民は雨季には必ず稲作を行わなければならない、また乾季にも灌漑が可能な土地では稲作が義務づけられてきた。供出制度があった時代には、低米価での供出を嫌う農民が水田にコメ以外の作物を作付けようとする行動を阻止する政策としても機能してきた。輸出規制にともなう低米価が、化学肥料など輸入投入財の高騰と相まって稲作収益性を極端に圧迫した場合でも、農民は稲作をやめて他の作物に転換する自由は与えられなかった²²⁾。

ミャンマー政府はまた、1990年代末頃から、「地域内コメ自給率向上政策」を強く推進した。その政策下で、ドライゾーンやシャン州・カチン州などの山間部の稲作不適地にも稲作が奨励されてきた²³⁾²⁴⁾。

21) 強制栽培制度は、国営加工場向けのサトウキビ、綿花、ジュート、ゴムなどでも多用され、さらには植物油の自給率向上をめざす政策のなかで、ヒマワリ、マスタード、ナイジャーなど油糧種子にも適用された。

22) 国際協力機構(Japan International Cooperation Agency : JICA)によるいわゆるミャンマー経済構造調整支援プログラムのもとで、農業・農村部会は2001年に各地で農村調査を実施したが、米価は、2000年の雨季米収穫直前の本来なら高騰する時期にも低迷を続け、そのまま収穫期を迎えて一段と下がり、2001年乾季作以降は稲を作れば赤字になるという極端な状況に陥った。しかし農民は、稲作を行うしか手段がなかったのである。当時(2001年6月23日)、エーヤワディ・デルタのコメどころのひとつミャウミンヤで調査を行った著者らは、質屋の倉庫に質草としての灌漑ポンプのエンジン、牛車(置くスペースがないので、車輪だけ農民から取り上げて保管してあった)、自転車などが、ところ狭しと置いてあったことを鮮明に記憶している(栗田ほか 2004 参照)。

23) 注22で述べたミャンマー経済構造調整支援プログラムのもと、2001年にミャンマー各地で調査をしていた著者らは、地域内コメ自給率向上運動のキャンペーンの中で、稲作に適していない土地にまで稲作を導入させ、地域(Region : 当時は管区 Division)や州レベルでコメ自給率向上に躍起になっている政府役人の姿を目の当たりにした。

24) 本書第4章では、地域ごとの生態条件に適した畑地灌漑作を発展させてきたシャン州でも、政府の計画で棚田造成による水田の拡大が推進された事例が紹介されている。

供出と輸出規制の2つの制度にもとづく低米価政策が強制栽培制度と組み合わせると、他のアジア諸国にはない奇妙な現象が観察される余地が出てくる。すなわち、ミャンマーの農村では、平場の水田地帯よりも山麓に近い畑作地帯の方が農民の所得が高く経済的に豊かな生活を享受しているケースにしばしば出会うのである²⁵⁾。この現象は、2003年にコメの供出制度が全廃された後も、引き続き存続しているものと考えられる。政府は、コメ輸出規制を継続して低米価を維持しつつ、農民に相変わらず強制栽培制度を適用してきたからである。

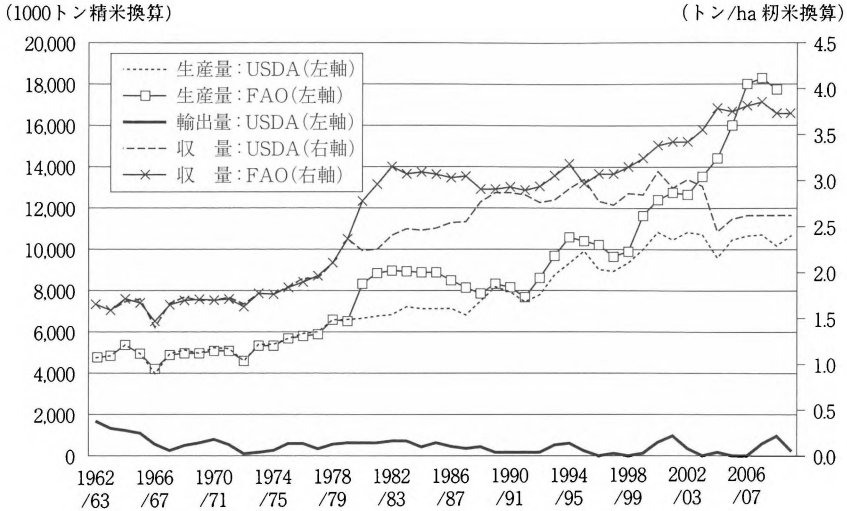
畑作地帯では、野菜やトウガラシなどの産地はもちろん、インド輸出向け豆類の栽培が導入された地域でも、農民の所得の伸びは著しい。しかし水田地帯では、国際価格よりも著しく低い米価ゆえに、農民の所得が一向に上がっていない。水田地帯でも非灌漑の農村はまだ恵まれている。水田裏作としての乾季の豆類栽培が高い収益を生んだからである。しかし灌漑地帯ではその自由はなく、稲の二期作を強制されるため、所得は伸び悩む。ミャンマーの農民が、自分の村に政府灌漑事業が来るのを歓迎するどころか恐れるのは、以上の理由によるものである。

強制栽培制度は、適地適作の原則に反する非合理的な制度であるが、なぜミャンマーで多用されてきたのであろうか。その背景として、社会主義時代以来の「物量達成主義」とでも呼べるある種の性癖が指摘できよう。コメにせよ、サトウキビ、綿花、油糧作物にせよ、何キロ、何トンの物量的目標を掲げ、その達成を至上命令とする思考である。そこには、まず価格軽視の姿勢が指摘できる。そしてそのさらに先には、農民の所得や生活に対するミャンマー政府の配慮の不足という深刻な事態が指摘されねばならない。

また強制栽培制度を基礎づける入植・土地記録局（SLRD）の農地管理体制は、理屈としては正確で信頼に足る農業統計整備の基盤になりうる。しかし現実には、政府の物量達成主義と相まって、SLRDの役人と農民の癒着を生み、農業統計の過大報告の傾向を助長してきた。もっとも端的な例は、ミャンマー政府による増産政策が現場までもっとも深く浸透・貫徹してきたコメの生産統計であろう。

25) たとえば、同じくミャンマー経済構造調整支援プログラムのもとで、マンダレーより少し南に下ったチェウセ付近で、調査村選定のためにやや広域をみてまわった際、著者はそのことを強く感じた。

図 3-7 ミャンマーのコメ生産



注：FAOの生産量統計は初米ベースのため、USDAによる精米ベースへの換算比率を用いて精米に換算している。
 出所：FAO *Faostat* ウェブサイト (<http://faostat.fao.org/> 2010年9月6日アクセス)、米国農務省 Production, Supply and Distribution online ウェブサイト (<http://www.fas.usda.gov/psdonline/> 2010年9月6日アクセス)、久保公二氏（アジア経済研究所）作成。

図3-7は、ミャンマー政府の報告にもとづく国連食糧農業機関（Food and Agriculture Organization：FAO）統計とそれに疑問を呈して独自推計を行った米国農務省（United States Department of Agriculture：USDA）のコメ生産統計を比較したものである。図にみるように、両者には大きな乖離がある。乖離が始まるのは、社会主義時代の1970年代末、日本の食料増産援助（2KR）の支援を受け、ミャンマー政府が「全都特別高収量品種米生産計画」を打ち出した頃からである。

アジアの稲作における高収量品種（HYV）の導入、すなわち「緑の革命」は、1960年代半ば頃からは、島嶼部のフィリピン、インドネシア、スリランカを中心に開始された。またパンジャブを中心とするインド西北部などでも、1960年代半ばから小麦の「緑の革命」が始まり、約10年遅れて稲作にも普及した。「緑の革命」はかなり周到的な水コントロールを前提とした技術体系であるから、

一般に、大河川デルタなど雨季になると広範囲で洪水が起こるような地域には適していない。したがって、大河川デルタでは、乾季の水の確保（主にポンプによる揚水灌漑）が可能になった時点で乾季稲作が新たに導入され、そこにHYVがまず普及し、雨季の伝統的稲作への新技術導入はそれよりかなり遅れるのが一般的である²⁶⁾。

しかし、図3-5は、エーヤワディ・デルタをコメ主産地とするミャンマーにおいて、灌漑の進展がほとんどなく雨季稲作が圧倒的比率を占める状況下で、1970年代末から1980年代初頭の短期間に、稲の1haあたり平均収量が2トン弱から3トン弱へ約1.5倍に伸びたことを示している。これはほとんどありえないことである。政府の目標達成のためのキャンペーンが強力な状況のなかでのSLRDと農民の癒着にもとづく過大報告の結果と考えられ、USDA推計の方が信頼できるといわざるをえないのである。

さて、次にミャンマー政府がコメ増産のための大々的なキャンペーンを張ったのは、1992/93年からの「乾季米増産計画」であった。「ビルマ式社会主義」の崩壊が稲作の停滞に起因する米価高騰であった点を踏まえ、その対策として打ち出されたものである。その特徴は、ポンプ灌漑の導入による乾季米の付加的な栽培、すなわち稲二期作化を推進し、かつ乾季米にHYVの導入を企図したことにある。このときも、キャンペーンが始まってからわずか2～3年の間に、稲ののべ作付面積は500万ha弱から600万ha強へ、一気に100万haも増加した。ここにも過大報告の可能性があったと思われるが、しかし1970年代末～80年代初頭の平均収量の1.5倍増との比較ではまだしも現実味を帯びている。当時は、米価が急騰を続ける時期であり、農民が政府のキャンペーンに積極的に応じたと考えられるからである。稲二期作化は、主にエーヤワディ・デルタで進展した。デルタでは、乾季にも河川や沼地・低地に水が残っており、それをディーゼル・ポンプで揚水する民間灌漑が普及したのである（藤田・岡本2000）。その成果は、1995年における久々の100万トン超のコメ輸出量という形で結実した。ただしその後、ディーゼル油の価格高騰やポンプによる灌漑適地の枯渇とともに、稲二期作化は頭打ちになってしまう。

26) たとえばベンガル・デルタに位置するバングラデシュやインド・西ベンガル州の稲作発展は、典型的にそうであった（藤田2005）。

1990年代末頃から、ミャンマー政府が、地域（主に地域・州）内のコメ生産自給率向上運動を推進したことは既述のとおりである。その帰結は、図3-5のUSDA推計が示すように、稲作の作付面積の漸増と平均収量の下落であった。この間、収量の大きな増加を示すミャンマー政府統計との乖離幅は大きく拡大し、最近にいたっては、精米換算で総生産量が1000万トン強にとどまるUSDA推計に対し、政府推計では1.8倍にあたる1800万トンに達する異常な事態となっている。仮に、世界食料危機のもとでの2008年頃からの政府の積極的なコメ輸出政策（図3-3）が、過大報告された生産統計にもとづく判断だったとすれば、その罪は非常に重いとわざるをえないであろう。

4. 農村構造の改革・改善に向けて

ミャンマーは、農業生産のための自然資源に非常に恵まれている。そのポテンシャルの全面的な開花を制限している最大の要因は、前節で述べたようなコメ増産に対する政府の「こだわり」である。しかも政府は、コメ増産を、稲作農民に対する経済インセンティブの供与を通じてではなく、いわば物理的強制によって推進しようとしてきた。そして、表向きはそれに従いつつ、執拗に抵抗する農民と政府の間の葛藤プロセスにおいて、多くの資源（土地、資本、労働）が浪費されてきた。ここに問題のひとつの核心がある。2003年のコメ供出制度の廃止、2007年からのコメ輸出解禁により、ほぼ制限要因はなくなったかにみえるが、輸出解禁を推進した商業省と生産現場を監督している農業灌漑省との間の認識や姿勢にはまだ大きなギャップがあるように感じられる。農業灌漑省が強制栽培制度を廃止するまでは、稲作農家に課された足かせは残るのである。

問題解決の鍵は、ミャンマー政府がコメ増産に対する「こだわり」から解放されることであり、それは政府が国内米価高騰による社会不安発生の懸念をほぼ払拭できたときに初めて実現する。コメ輸出の完全自由化が2012年に行われたが、100万トン（目標）の備蓄米の保持だけでは、国内米価高騰の可能性を十分に防ぐことはできないであろう。繰り返しになるが、たとえばタイ政府が長らく採用してきたライス・プレミアム制度を組み合わせることによって、

米価高騰を何重にも防止するセーフティネットが整備される必要がある。

他方、同時に、稲作のみならず、農業振興のために必要な課題は多い。以下、重要課題のうちとくに重要だと考えられる、土地制度改革と農業・農村金融改革の2つを取り上げて論じておきたい。

4.1 土地制度

現行のミャンマーの土地制度は、1948年の独立後まもなく制定されたものである。土地は国有であり、農民は耕作権をもつにとどまる。耕作権は相続可能であるが、売買、譲渡、貸借、質権設定などは禁止されている²⁷⁾。農民は、普段は土地国有の意味をほとんど感じることはないが、たとえば政府が公共事業等で土地を収用しなければならない必要が生じた場合、土地国有制を盾にした農地の強制収用や住民の強制立ち退きがかなり頻繁に行われてきた²⁸⁾。しかも収用された土地に対する十分な（極端な場合ゼロ）補償がない場合も少なくなかった。また農産物供出制度が存在した時代には、供出に抵抗する農民に対する最後の国家権力の発動として、耕作権を取り上げ、それを「協力的」な農民に再配分するというも行われた。

ミャンマーの土地制度のもうひとつの弱点は、農民が土地を担保にした銀行融資を受けられないことであった。後述のようにミャンマーでは農村の制度金融が非常に未発達であり、農業・農村経済発展の大きな障害要因となっているが、ひとつの大きな障害はこの土地担保融資の不在にあった。

しかし、国会での審議を経て、つい最近（2012年3月30日付け）、「農地法」および「無占有地・休閑地・処女地に関する管理法」の2つの法律が制定された。前者の主な内容は、(1) 農業灌漑大臣を委員長とする中央農地管理委員会以下、地域／州、県、都、郡、村落区にそれぞれ農地管理委員会を組織する、

27) ただし、売買による耕作権の移転は、実際には売買の当事者、村長、SLRDの役人などの間での「阿吽の呼吸」による土地台帳上の名義の書き換えによって広く行われてきた。農村で「農地価格」を尋ねると即、答えが返ってくるのはそのためである。それとは対照的に、ごく親しい間柄（たとえば親子）を除き、小作関係はほとんどみられない。農地の質入れも同様である。

28) たとえばヤンゴンとマンダレーのほぼ中間に位置するイエジンには農林関係の研究所や大学が集中する地区があるが、その広大な土地は農民の立ち退きと農地収用によって行われた。その結果、多くの土地なし世帯が生まれた（ただし、一部の世帯員は研究所や大学で職を与えられた）。新首都のネピドーも同様。

(2) 農地使用許可を得たい個人または団体は、村落区農地管理委員会を通じて申請をすれば、郡農地管理委員会から土地使用権証書 (Land Use Certificate) の発給を受けることができる、(3) 土地使用権は、売買、質権設定、貸借、交換、譲渡の対象となる²⁹⁾、(4) 質権設定は、政府系銀行や政府認可商業銀行による土地担保融資で、農業投資目的に限定される、(5) 農地の非農業転用は許可なしには認められない、(6) 通常作物以外の作付も許可なしには認められない (水田における稲以外の作付はコメ自給を損なわないこと等の条件を考慮し、中央農地管理委員会が精査して許可する。水田以外の農地での他作物の作付は、地域/州農地管理委員会の許可が必要)、などである。また、後者の主な内容は、(1) 農業灌漑大臣を委員長とする無占有地・休閒地・処女地に関する中央管理委員会を設置し、無占有地・休閒地・処女地の使用権を付与・管理する、(2) 使用権は、農業 (永年性作物、果樹、工業作物)、畜産・水産養殖、鉱業、その他目的ごとに、面積の上限および使用期間の上限を定める、(3) 使用権の許可申請資格は、ミャンマー人投資家、政府部局や NGO、ジョイント・ベンチャー投資家 (提携先は政府部局あるいはミャンマー人投資家)、などである。

農地および「無占有地・休閒地・処女地」に関する2つの法律は画期的な意味をもち、今後さまざまな方面に大きな影響を与えていくものと思われるが、以下では、土地使用権の貸借の認可にともなう一部の土地なし農業労働者が小作人になる道が開けてくる点について、若干敷衍しておきたい。

第1に、土地なし農業労働者はミャンマーの最貧困層の主要部分を構成し、かつ1988年以降は農家世帯との所得格差が拡大してきた。また資産保有における農家世帯との格差は、所得格差よりもはるかに大きい³⁰⁾。土地なし世帯の多くは家財道具をほとんど所持しておらず、一部は自分の家ももっていない。農地、家畜、高価な農業機械や農具はもちろん、耐久消費財もほとんど保有していない (栗田ほか2004)。彼らが資産保有面でもきわめて貧しいという事実は、リスク (旱魃や洪水による不作など) やショック (病気、ケガなど) に対して非常に脆弱であることを意味する。彼らが人間らしい生活ができるよう、必要な

29) 1世帯あたり土地所有規模の制限については審議対象にならなかったようであるが、会社組織による土地所有制限とあわせ、この点は今後の重要な課題だと著者は考えている。

30) これは、社会主義時代から指摘されてきた点である (斎藤1980)。

政策措置を講ずることは、大変重要である。土地制度改革によって小作制度が復活したからといって、彼らの多くが小作人になれるとは考えられないが（その理由はすぐ後で述べる）、少なくとも一部になれるとすれば、それだけでも意味があろう。なぜなら、小作農業は、雇用労働を使った大規模直営農業より効率がよく、生産性が高まるからであり³¹⁾、また小作人になれば、そこで蓄財をして、さらなる社会経済的地位の上昇の道が開けるからである。

第2に、土地なし農業労働者が小作人になる可能性を高めるためには、耕耘機やトラクターの賃貸市場の発達が不可欠である。彼らは農業を自ら営むための生産手段、とくに役牛と牛車を保有していないからであり、それが小作人になるための最大の障害になると予想されるからである³²⁾。

第3に、本章の冒頭で、工業化の成功のためには農業の発展がまず必要である点を強調したが、それは主として農村購買力の向上によって工業セクターの製品販路を拡大する必要があるからであった。ミャンマーでは農村世帯の約30%が土地なしであることを考慮すると、農村の購買力向上のためには土地なし農業労働者の所得向上が不可欠であろう。その意味で、土地制度改革により彼らの一部でも小作人になって所得上昇の道が開けるなら、その経済発展全体に対する意義もまた大きいのである。

なお、最後に、ミャンマー農村には何百エーカー、何千エーカーという大地主が少なからずいるが、中長期的には土地再配分という意味での本格的な土地改革も課題になってくることを指摘しておきたい³³⁾。

31) 慣習的農業では、家族労働による小経営の方が雇用労働に依存する大経営よりも効率的で生産性が高いことは、よく知られている。その理由は、端的にいうと、慣習的農業の場合、「規模の経済」がほとんど働かない一方、雇用労働者を十分に働かせるためには大きな監視コストがかかるという点に集約される。藤田（1993）は、バングラデシュ農業の事例であるが、この点を立証したものである。

32) 役牛の貸借市場は、貸し手が借り手による役牛の酷使を阻止できないという理由から、成立が困難とされる（大野1988）。バングラデシュでは役牛の貸借市場は予想以上の広がりをもっていったことが明らかにされているが（藤田1993）、市場が狭く不安定であったことは間違いない。

33) 土地再配分政策を正当化する理論的裏づけとして2点指摘しておきたい。第1は、労働不足経済ではない発展段階の農業では、経営規模と土地生産性に逆相関があること。したがって土地再配分によって生産性向上が期待できること。第2に、土地再配分は、その成功は所得再配分を結果するが、それは工業化のひとつの重要な前提条件である農村における工業製品販売市場の形成を手助けする。

4.2 農業・農村金融

1990年代以降、ミャンマーでは、農民が利用可能な制度金融はほぼミャンマー農業開発銀行（Myanmar Agricultural Development Bank：MADB）の作物ローン（短期）、および農業機械や家畜の購入のための中期ローンに限られてきた。また、資金不足により、2000年代半ば以降は、作物ローンは稲作のみが対象であり、しかも2008年度の融資額は全国一律の1エーカーあたり7,000チャットで、営農コストの10%にも足りず、効果がきわめて限定的である。

その他、農村住民が利用できる可能性のある金融機関としては、ミャンマー経済銀行（Myanmar Economic Bank：MEB）、財務歳入省傘下のミャンマー小規模信用公社（Myanmar Small Loan Enterprise：MSLE）と称するいわば公的質屋などがある。また、民間人が協同組合を組織すれば、協同組合銀行から融資を受ける道が開けてくるが、農村の協同組合組織率は非常に低位にとどまっている。質屋にはMSLEのほか、民間質屋があり、それはさらに認可を受けたものとそうでないものにわかれる。質屋は、主として金（きん）を質草として融資を行っており、融資額は質草の市場価額の約70%相当、金利は月利3～5%、融資期間は3～6ヵ月程度で、毎月利払いが必要である。利払いが一定期間を超えて滞ると質草は流れる。上記MSLEは、民間質屋に比較して大変堅実な経営を行っている点に特色があり、損失が出ない構造になっている³⁴⁾。

以上のように、農村住民とりわけ農民がアクセス可能な制度金融は非常に限られており、またアクセス可能でも融資額があまりに少額といった問題を抱えている。勢い、ほとんどの農民はいわゆるインフォーマル金融に依存せざるをえない。インフォーマル金融に含まれるのは、親戚・友人、上層農、商人、高利貸しなどであり、そこに民間質屋や金行などを含めてもよい。ミャンマー農

34) 2001年9月21日、バゴー県ウォー郡（Waw Township）支店で行った著者の調査によれば、MSLEはヤンゴン本店のほか、9の地方支店、178の郡支店がある。支店の2000/01年の貸付額は1170万チャット（のべ1,202人を対象）であった。貸付金の原資は、ミャンマー経済銀行から年利11%で借りる。貸付は金（きん）を担保とし、金1ティクル（当時の市場価格で10万チャット以上）あたり42,000チャットを5ヵ月間、月利3%で貸す。支店のスタッフは支店長を含めて7名である。ウォー郡には、民間質屋は、政府認可が1軒、無認可が約50軒あるという。MSLEを民間質屋と比較すると、MSLEは金利は安い貸付期間は短く、貸付限度額も小さい。なお、5ヵ月後に元金返済できない場合、質草の金は質流れとなるが、実際には民間質屋等から借りてでも返済しようとするので、質流れはほとんどないという。

村のインフォーマル金融は、融資額、担保の有無、融資期間などによって金利は異なるが、一般に担保がない場合は月利10～15%、担保（金その他）がある場合でも月利5%を下回ることは稀である。ミャンマーでは親戚・友人でも、とくに生産目的での借金では無利子はほとんどなく、他の貸し手とほぼ同じ条件でしか融資してくれない（Okamoto 2008）。またいわゆる「青田売り」の場合、実質的な金利を計算してみると、月利20%を超えることが多い。

土地なし農業労働者の状況はより深刻である。彼らは普段から「糊口を凌ぐ」生活を余儀なくされており、かつ労働力が唯一の財産なので、どんなに高い金利を払うといっても貸し手が見つからないのが一般的である。最後の手段は、将来の労働義務を担保として、雇用主から借りることである。こうした賃金前借りの実質的な金利を計算すると、月利20～30%、ないしそれ以上のケースも存在する（Okamoto 2008）。既述のように、1988年の市場経済化以降、非熟練労働者の実質賃金（とりわけコメ賃金）が大幅に目減りしているが、賃金を前借りした場合、目減りした賃金がさらに大きく削られてしまうのである。

以上のように、農村における高金利のインフォーマル金融への高度な依存状況は、農業の健全な発展を阻害する要因になっているばかりか、農民および土地なし農業労働者の双方にとって、所得の増加や生活水準向上に対する大きな障害として立ちはだかっているといえよう。

ミャンマーの農村では、歴史を通じて、健全な金融市場の発達という経験をしたことがないまま現在にいたった（Turnell 2009）。1990年代における民間商業銀行の急激な発展（それは2003年の銀行取付騒ぎを契機として無残にも破綻してしまっただが）も、都市部を中心とするもので、農村にはほとんど及んでいない。

ミャンマー農村における健全な金融制度の発展のためには、単に上から資金をローンとして流すだけでは不十分であろう。農村から貯蓄を動員し、その一部を都市へ還流させて重点分野に投資するとともに、農村内部へ貸し付ける金融仲介制度の発展が不可欠である。その意味では、ミャンマー農村の唯一の機関貸し手MADBが現在、預金引き出しを事実上禁止している事実のもつ意味は重大である。その政策は、MADBが新規の預金受け入れを放棄していることを意味するからである。ミャンマー政府は、本格的な経済改革が始まろうとしている現在、英領植民地期以来のきわめて重要な課題、すなわち農村金融市

場の育成という課題に直面し、その解決に向けた真摯な努力が求められている。マイクロ・ファイナンスの振興という手段だけではとうてい達成できないものと認識されるべきであろう³⁵⁾。

5. おわりに

本章では、ミャンマー農業・農村発展の歴史的経緯を踏まえ、主として稲作部門に焦点を当てて政府が直面する問題群の分析を進めてきた。それは、ミャンマーが有する巨大な農業の発展ポテンシャルを開花させるための最大の障害が、植民地時代に形成された農業構造、および独立後、とくに1962年以降の「ビルマ式社会主義」時代における稲作政策の失敗、に起因する諸問題をいまだに引きずっているとの認識に立ってのことであった。一言でいえば、土地なし農業労働者問題を核にした不平等な土地配分や小作・質取のつい最近までの禁止などがもたらしている農業構造 (agrarian structure) 上の問題、農村における制度金融の著しい未発達の問題などが基層にあり、その上に展開してきたコメの生産・輸出をめぐる政策の失敗が、問題を非常にこじれさせてきたといえよう。ミャンマー政府の稲作部門に対する政策は、強制栽培制度や「地域内コメ自給率向上政策」、民間精米所への低料金による強制精米に代表されるような強権性・非合理性、コメ輸出制度の変遷や備蓄米をつい最近までまったく保有してこなかったことなどにみられるような柔軟性の欠如、といった深刻な問題を内包してきた。都市貧困層のみならず、農村にも土地なし農業労働者などの貧困層を大量に抱え、したがって米価政策においては非常に難しい舵取りを要求されるにもかかわらず、ミャンマー政府の米穀政策は、これまであまりに無策、ないし非合理的で柔軟性に欠く政策であったといわなければならない。今後、経済改革の加速化にともない、これまで経済発展全体の足かせとなってきた稲作部門の抱える問題の深刻さをまず直視し、冷静で合理的、柔軟

35) マイクロ・ファイナンスによる農村貧困削減は、2010年総選挙で誕生したミャンマー新政府の政策のひとつの目玉である。ただし、すでにミャンマーにおいても、国連開発計画 (UNDP) の資金援助を通じて、エーヤワディ・デルタ、ドライゾーン、シャン州の3地域でマイクロ・ファイナンスが実施に移され、一定の効果をあげてきた (久保ほか2005)。

な政策を展開していく必要性がますます高まっているといえるのではなかろうか。それが首尾よく解決できた際には、ミャンマー政府が目指している農業および農業関連産業を開発のプライオリティとする開発計画は、その実現がよりスムーズなものになると考えられよう。

また、最後に強調しておきたい点は、今後の農業開発にあたっては、より環境に対する配慮が必要となってくるということであり、それは周縁部に住む少数民族に対する配慮とも重なってくるということである。とりわけ、広大な面積を占める未耕荒蕪地は、慎重を期してその「開発」が行われるべきであろう。

◆参考文献

- Adas, M. (1974), *The Burma Delta: Economic Development and Social Change on an Asian Rice Frontier, 1852-1941*, The University of Wisconsin Press.
- Central Statistical Organization (CSO), Government of the Union of Myanmar (2010), *Statistical Yearbook 2009*.
- Choeun, H., Y. Godo, and Y. Hayami (2006), "The Economics and Politics of Rice Export Taxation in Thailand: A Historical Simulation Analysis, 1950-1985," *Journal of Asian Economics*, 17(1), pp.103-125.
- 藤田幸一 (1993), 『バングラデシュ農業発展論序説—農業構造の技術選択に及ぼす影響を中心に』農業総合研究所。
- 藤田幸一 (2005a), 『バングラデシュ農村開発のなかの階層変動—貧困削減のための基礎研究』京都大学学術出版会。
- 藤田幸一 (2005b), 「ミャンマーにおける市場経済化と農業労働者層」藤田幸一編『ミャンマー移行経済の変容—市場と統制のはざままで』アジア経済研究所, pp. 273-307.
- 藤田幸一・岡本郁子 (2000), 「ミャンマー乾期灌漑稲作経済の実態—ヤンゴン近郊農村フィールド調査より—」『東南アジア研究』38巻1号, pp.22-49.
- 藤田幸一・岡本郁子 (2005), 「開放経済移行下のミャンマー農業」藤田幸一編『ミャンマー移行経済の変容—市場と統制のはざままで』アジア経済研究所, pp. 169-229.
- Fujita, K., T. Endo, I. Okamoto, Y. Nakanishi, and M. Yamada (2010), "Myanmar Migrant Laborers in Ranong, Thailand," IDE Discussion Paper No.257.
- Khin Maung Kyi, R. Findlay, R. M. Sundrum, Mya Maung, Myo Nyunt, and Zaw Oo et al. (2000), *Economic Development of Burma: A Vision and A Strategy*, Olof

- Palme International Center.
- 久保公二・福井龍・三重野文晴 (2005), 「移行経済下ミャンマーの金融セクター」藤田幸一編『ミャンマー移行経済の変容—市場と統制のはざまで』アジア経済研究所, pp.97-142.
- 栗田匡輔・岡本郁子・黒崎卓・藤田幸一 (2004), 「ミャンマーにおける米増産至上政策と農村経済—8ヵ村家計調査データによる所得分析を中心に」『アジア経済』45巻8号, pp.2-37.
- 速水佑次郎 (1995), 『開発経済学—諸国民の貧困と富』創文社.
- Hla Myint (1980), *Economics of the Developing Countries*, 5th ed., London: Hutchinson (木村修三・渡辺利夫訳『開発途上国の経済学』東洋経済新報社, 1981年).
- Latham, A. J. H. (1978), *The International Economy and the Undeveloped World 1865-1914*, Rowman and Littlefield (川勝平太・菊地紘一訳『アジア・アフリカと国際経済 1865-1914年』日本評論社, 1987年).
- Ministry of National Planning and Economic Development (1998), *Review of the Financial, Economic and Social Conditions of the Republic of the Union of Myanmar, 1997/8*.
- 岡本郁子 (2005), 「ミャンマー市場経済移行期のコメ流通」藤田幸一編『ミャンマー移行経済の変容—市場と統制のはざまで』アジア経済研究所, pp.231-271.
- 岡本郁子 (2008), 「ミャンマーの食糧問題—体制維持と米穀政策」工藤年博編『ミャンマー経済の実像—軍政はなぜ生き残れたのか』アジア経済研究所, pp. 89-116.
- Okamoto, I. (2008), *Economic Disparity in Rural Myanmar: Transformation under Market Liberalization*, IDE-JETRO, NUS Press.
- 大野昭彦 (1988), 「インド・ハリヤーナー州における農業発展と土地貸借市場」速水佑次郎編『農業発展における市場メカニズムの再検討』アジア経済研究所, pp. 59-96.
- 斎藤照子 (1980), 「下ビルマ米作村の農業労働者—チュンガレー村の事例」『アジア経済』21巻11号, pp.76-91.
- 高橋昭雄 (1992), 『ビルマ・デルタの米作村—「社会主義」体制下の農村経済』アジア経済研究所.
- 高橋昭雄 (2000), 『現代ミャンマーの農村経済—移行経済下の農民と非農民』東京大学出版会.
- 高谷好一 (1985), 『東南アジアの自然と土地利用』勁草書房.
- Turnell, S. (2009), *Fiery Dragons: Banks, Moneylenders and Microfinance in*

Burma, Nordic Institute of Asian Studies Press.